

会 議 名	第4回港区地域コミュニティ検討委員会
開 催 日 時	令和7年11月4日（火） 午後6時30分～午後8時30分
開 催 場 所	港区役所 9階914・915会議室
議 事 次 第	(1) 開会 (2) 議事 ①町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて (3) その他 (4) 閉会
配 布 資 料	資料1 町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて 資料1-2 港区町会・自治会ガイド（抜粋） 資料1-3 設立同意書 参考資料 港区地域コミュニティ検討委員会委員名簿
会議の結果及び主要な意見	
(発言者)	
事務局	(1) 開会 事務局より配布資料の確認、本日の議事進行について説明。
事務局	(2) 議事 ①町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて 町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて、資料1、資料1-2及び資料1-3に基づき説明
A委員	—説明に関する質疑応答— 区内の再開発で新しく大規模マンションが建設され、そのマンション自治会が設立する場合、それは新規設立の扱いになるのか、それとも既存町会からの独立となり設立同意書が必要になるのか。
事務局	たとえ新築であっても、既存町会の区域内に設立される限り、補助金交付団体として独立するためには既存町会からの設立同意書が必要となる。
A委員	再開発が多い港区では、このケースが今後増えると考えられる。設立同意書の有無に関わらず、まずは既存町会と話し合いを持つことが必須であると理解した。
B委員	既存町会に加入するか、独立するかの判断には、その規模も関係する。新宿区では、1,000世帯を超えるような大規模開発があり、既存町会のキャパシティ（特に災害時）を完全に超えてしまうことがあった。このため、新宿区とも相談し、既存町会から独立した自治会として運営することにした例外的なケースもある。
委員長	規模が大きすぎる場合や、行政が関与する再開発においては、既存町会への加入を原則とせず、独立した町会・自治会としての設立を求める例もあるということを確認した。
B委員	独立した17団体のうち、マンション自治会でない2団体はどのようなものか。

事務局 C委員	既存の地域の町会が2つに分離し、片方が独立した事例（芝、高輪地区）である。 平成14年以前は、口頭での了解でも認められたとのことだが、区は具体的にどのようにその了解を確認していたのか。また、他区で協議が難航した場合、行政はどのような形で相談を受け付けているのか。
事務局	平成14年以前の具体的な口頭確認の方法については、古い記録がなく、正直なところ不明である。また、他区の状況を調査しても、独立の事例自体が一般的ではなく、行政が協議にどう関わるかを細かく規定している区は見当たらなかった。
D委員	現在45あるマンション自治会のうち15団体が本制度で独立したということは、残りの30団体は制度ができる前から存在していたということか。
事務局	面の町会・自治会がない地域での設立を除き、そのように推察される。
E委員	―意見交換― 自身のマンション自治会設立は、「自分たちのことは自分たちで守る」という防災上の必要性が動機だった。設立プロセスは数年がかりで非常に困難だったが、私の住む地区は新しい街であり、独立を推奨する雰囲気だったため、既存町会からの設立同意は円満に得られた。独立後、むしろ既存の町会との関係性は、祭への参加等を通じて良好になった。結論として、同意書という仕組み自体は必要だが、問題はそこに至るまでの対話である。長く住んでみてわかったことだが、新しく入居した住民が地域への愛着を持ち、対話できる関係性を築くには時間が必要である。
委員長	防災組織を正式な町会・自治会に昇格させるのは非常に困難である。自身の知る三鷹市の事例では10年経っても実現できていない。それを成し遂げたE委員の活動に敬意を表する。
B委員	E委員の発言にあった地区は、連合会や防災協議会を通じてマンション間の連携が取れており、コミュニケーションがうまくいっていると認識している。
F委員	私の住んでいる地区では、独立が叶わず関係が断絶したタワーマンションの事例もあれば、マンション住民が既存町会の会長を担っている事例もある。港区は9割が集合住宅であり、他区の事例は参考にならない。もしマンションが次々と独立すれば、既存の地域の町会は穴だらけになり、地域コミュニティが崩壊してしまう。提案として、未認可自治会と既存町会との共存共栄を図る港区独自のシステムを検討してもらいたい。独立ではなく、既存町会の一棟会員という形で内部的な自治を認め、活動費を按分するなど、地域との繋がりを維持したまま活動できる新しい枠組みを考えるべき。
B委員	F委員の意見に賛同する。マンションが使用できる会費の扱い方は、不公平が生じないよう各町会で工夫している実態がある。
委員長	これまでの議論を受け、本日の問題を巡っては、これまでの各委員の発言からも明らかなように、様々な課題が付随している。これは、今後も継続して議論すべき、より大きな問題の一部であると認識した。
副委員長	現在の設立同意書は、書式がシンプルすぎるし、上下関係（甲・乙の示し方）を感じさせる。これでは、独立に至った理由や、独立後の協力関係といった重要なプロセスや合意内容が記録に残らない。提案として、両者が対等な立場で独立後の協力関係等を明記する「協定書」や「覚書」といった形式に変更すべき。
B委員	実際の運用では、ご指摘のような話し合いがまず行われ、同意書はその結果として最後に交わされるもの。しかし、そのプロセスが町会・自治会ガイド等に明文化され

C 委員	ていない点は課題である。ただし、反映させた町会・自治会ガイドが「独立のバイブル」のようになり、安易な独立を助長するのも問題。高齢の既存役員と若いマンション役員との感情論の対立もあり、区の慎重な姿勢も理解できる。 区は、当事者間の話し合いに任せるだけでなく、もっとプロセス自体に関与すべき。独立の理由や経緯を把握することは、今後の区の政策にとって重要なデータとなる。区が仲介役としての役割を担うべきではないか。
D 委員	そもそも、マンションが多大なエネルギーを使ってまで独立を希望する事例はほとんど聞かない。防災や交流活動は管理組合や管理会社がサポートしている。平成 28 年の国のマンション標準管理規約の改正が大きな契機となり、デベロッパーがマンション購入者に町会加入を前提とした対応が難しくなり、新築住民と地域との繋がりが最初から築きにくくなった。マンションの開発指導の段階で、行政からもアドバイスや既存町会との橋渡しなど行うよう担当部署に働きかけてほしい。
B 委員	D 委員の意見に賛同する。管理会社には、災害時の避難所運営などで町会の協力が不可欠であることを住民に説明する責務がある。提案として、独立の可否を行政が判断する基準として、地域の人口に対する独立希望団体の規模（人数）を考慮すべき。個人的な動機（会長の肩書が欲しい等）による小規模な独立を防ぐため、区が住民基本台帳のデータに基づき規模の妥当性を判断してはどうか。
G 委員	「一棟＝一会員」という考え方自体が問題であり、廃止すべき。提案として、①補助金制度は、前回の議論にあったとおり住民数基準に移行すべき。②区は、町会の必要性や設立のプロセスを明記したガイドラインを示すべき。③当事者間の感情論による対立を避けるため、区が第三者のファシリテーターを派遣する仕組みを構築すべき。
B 委員	ガイドラインで示す場合には、補助金等の権利（メリット）だけでなく、防災や防犯パトロールといった義務も併記し、独立する団体がその責任を理解できるようにすべき。
委員長	法律論（憲法第 21 条「結社の自由」）から言えば、区は団体の設立自体は制限できないが、補助金交付の条件として、地域の円満な関係維持や区域の明確化を目的とする設立同意書を求めること自体は、行政の裁量の範囲内であり違法ではないと考える。問題は、設立同意書という制度そのものよりも、当事者間の話し合いが機能不全に陥っているというプロセスにある。暫定的な結論として、設立同意書の仕組み自体は維持しつつ、今後は区がガイドラインの整備や第三者による仲介・ファシリテーションといったプロセス支援を充実させる方向で検討すべきではないか。
副委員長	制度自体にも課題はあると考える。現在の書式では対話の内容が記録されず、上下関係を固定化させる。対等な関係性を示す書式への見直しも併せて検討すべき。
B 委員	区には、独立に際しての立会人としての役割を期待する。
事務局	ご意見にあった独立に向けたプロセス支援の重要性や、区の関与の必要性については、事務局としても認識した。
委員長	議論の総括として、現行の設立同意書の制度は当面維持しつつ、区による独立に際してのプロセス支援を充実させる方向性を確認した。
事務局	（３）その他（次回開催日程について） ・第 5 回委員会は 12 月 10 日（水）午前 10 時～正午での開催が決定した。 ・第 6 回委員会：1 月下旬に開催予定

	(4) 閉会 委員長により閉会
--	--------------------